

■ 権利擁護部会が出た意見（6月27日）

- ・関心のない層に働きかけるよりも差別解消のための取組について協議したらどうか。
- ・「差別の解消」へ向けた市の方向性やスケジュール感が見えない。
- ・当事者が差別に関するケースを納得するまで話し合う場が必要ではないか。

■ 市が考える取組の方向性

1 周知啓発における「ともまち」と「ツナガル」の統一化

- 市民にとって「ともまち（略称）」と「ツナガル（キャッチコピー）」の関係が分かりにくく、周知啓発における市民への働きかけ（メッセージ）が分散している。この分散を解消するため、メッセージの統一化を図りたい。

2 差別相談案件の検証・共有・公表

- ともまち条例制定後の差別相談案件について、事例としての公表を視野に当事者・支援者間で検証・共有を行いたい。また、検証の過程において、地域課題や解消に向けた取組の意見集約を行いたい。

参考 差別に関する相談件数：11件（R5.4月～R6.9月現在）

→うち、相談者への助言：10件

相手方（企業、店舗等）への説明・指導等：11件

調整委員会の開催：0回

3 ともまち条例の着実な実施に向けた運営体制の見直し

- 円滑な部会となるよう、作業部会（ワーキング）の設置など運営体制の見直しが必要と考えている。